

予防接種のお知らせ

子ども予防接種

■4月に予防接種のお知らせを送るお子さんについて

保護者の皆さんは、お子さんの健全やかな成長と病気の集団発生を防ぐため、有効性と安全性を理解した上で、接種をお願いします。

【麻しん風しん混合ワクチン2期】

対象／平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ(年長児)

【二種混合(ジフテリア・破傷風)】

対象／平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ(小学6年)

【日本脳炎ワクチン2期】

対象／平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ(小学4年)

【日本脳炎ワクチン2期(特例対象)】

対象／平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ(高校3年)かつ、1期3回の接種が完了して2期が未接種の人

【子宮頸がんワクチン】

対象／平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれの女子(中学1年)

■子宮頸がんワクチンについて

・4月から、9価ワクチン(シルガード9)が定期接種になりました。対象者には、接種方法などについて個別に通知します。
・平成18年4月2日～平成20年4月1日生まれ(高校1・2年)の女子は、接種期間が令和7年3月31日まで延長されます。

■四種混合ワクチンについて

4月から接種開始時期が「生後2カ月」に変更されました。

●次の人は、事前に手続きが必要です

- ① 転入などで、4月に予防接種がいない人
 - ② 通院などで、伊豆の国市・伊豆市・函南町以外の医療機関で予防接種を受けなければならない人
- ※①②とも、保護者が母子健康手帳を持って、健康づくり課で手続きをしてください。

高齢者肺炎球菌予防接種

肺炎球菌は主に気道の分泌物に含まれる細菌で、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあります。予防接種を受けることで、肺炎球菌による肺炎の重症化と死亡のリスクが軽減されます。

令和5年度の対象者には個別通知をしますので、接種を希望する人は、体調の良い時に接種をしてください。

令和5年度の対象者

年齢	生年月日
65歳	昭和33年4月2日生～昭和34年4月1日生
70歳	昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生
75歳	昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生
80歳	昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生
85歳	昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生
90歳	昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生
95歳	昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生
100歳	大正12年4月2日生～大正13年4月1日生

対象／左上の表に当てはまる人で、今まで一度も同予防接種を受けていない人(対象者には個別通知)
※定期接種の対象者は毎年度異なるため、接種の機会を逃さないようご注意ください。

接種期限

令和6年3月31日(日)

接種料金

自己負担金4,260円

(生活保護世帯に属する人は自己負担免除、接種前に要申請)

注意事項

※60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人で厚生労働省令で定める人も対象となります。希望する場合は主治医と相談し、接種前に健康づくり課で手続きをしてください。



子育て・介護の手続きはオンライン申請で!

国が開発・運用しているオンライン申請サービス「びったりサービス」を利用して、次の手続きがオンライン申請できます。

☎ 情報政策課
☎ 0558-76-8015



●こども家庭課(☎ 0558-76-8008)

【児童手当】

- ・児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- ・児童手当等の額の改定の請求及び届出
- ・受給事由消滅の届出
- ・氏名変更/住所変更等の届出
- ・児童手当等の現況届
- ・未支払の児童手当等の請求
- ・受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
- ・受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
- ・児童手当等に係る寄附の申出
- ・児童手当等に係る寄附変更等の申出

【児童扶養手当】

- ・児童扶養手当の現況届

●幼児教育課(☎ 055-948-1447)

【保育】

- ・教育・保育給付認定の申請
- ・保育施設等の利用申込
- ・保育認定の現況届

●長寿介護課(☎ 0558-76-8009)

【介護保険】

- ・要介護/要支援認定の申請
- ・要介護/要支援更新認定の申請
- ・要介護/要支援状態区分変更認定の申請
- ・居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出
- ・介護保険負担割合証の再交付申請
- ・被保険者証の再交付申請
- ・高額介護(予防)サービス費の支給申請
- ・介護保険負担限度額認定申請
- ・居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
- ・居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請(住宅改修前)
- ・居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請(住宅改修後)
- ・住所移転後の要介護/要支援認定申請

●健康づくり課(☎ 055-949-6820)

【母子保健】

- ・妊娠の届出

申請方法

【必要なもの】

- ・マイナンバーカード
- ・署名用電子証明書暗証番号

【申請手順】

- ① 申請をしたい手続きを選ぶ
- ② 情報を入力する
- ③ 添付書類を登録する
- ④ 申請データを送信する

びったりサービスでできること

- ・知りたい制度・手続を、簡単検索
- ・オンライン申請
- ・申請書のオンライン入力、印刷

森林の土地の所有者届出制度

個人か法人かに関わらず、相続贈与、売買契約などにより、森林の土地を新たに取得した場合、届け出が必要です。

●なぜ届出制度ができたのですか?

林業経営者が間伐などを行う際に、森林所有者に働きかけて森林を集約化するためです。

●どのような場合に届出が必要ですか?

県が策定する伊豆地域森林計画の対象となっている森林を取得した場合、その面積に関わらず所有者を届け出る必要があります。

●どのように届出を行いますか?

所有者となった日から90日以内に、届出書と登記事項証明書などの土地の所有者になったことが分かる資料をご持参ください。(様式は農林課にあります)

☎ 農林課
☎ 055(948)1460

